

豊田市

個店魅力アップ事業補助金

本事業は、高い意欲と希望をもった事業活動への取組に必要な経費を補助することにより、「より質の高い商品・サービスの提供」「店舗づくり」を支援し、魅力ある商業機能の維持・充実を図ることを目的としています。

【募集期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日

【魅力あふれる店舗創出事業補助金】

○対象者

豊田市内において現に事業を営む中小企業者



○補助対象事業・経費

次の経営課題への解決に向けた取組

- (1) 店舗及び商品の宣伝・・・広告料、手数料、委託料
- (2) 業務の効率化・・・消耗品費、通信費、手数料、委託料

※消耗品費、通信費は事業内容に則したソフトウェア等の購入又は使用にかかる費用に限る。

○補助率(限度額)

50% (300,000円)

手続きの流れ

商業アドバイザー
派遣事業

① 申請書提出

② 事業の実行

③ 実績報告提出

豊田商工会議所、6商工会、豊田信用金庫の推薦により、「豊田市商業アドバイザー派遣事業」を利用し、評価及び助言を受けた取組のみが対象となります。

交付決定通知書到着後に、事業の実施をしてください。

事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は、翌年度の4月5日のいずれか早い期日までにご提出ください。

【新ビジネスおうえん補助金】

○対象者

豊田市内において現に事業を営み、又は営もうとする中小企業者

○対象事業

クラウドファンディングサイトにより資金調達を行う次の事業

- (1)豊田市内で創業して行う事業
- (2)新しい事業分野への展開を行う事業

○対象経費

購入型クラウドファンディングによる資金調達に係る次の経費

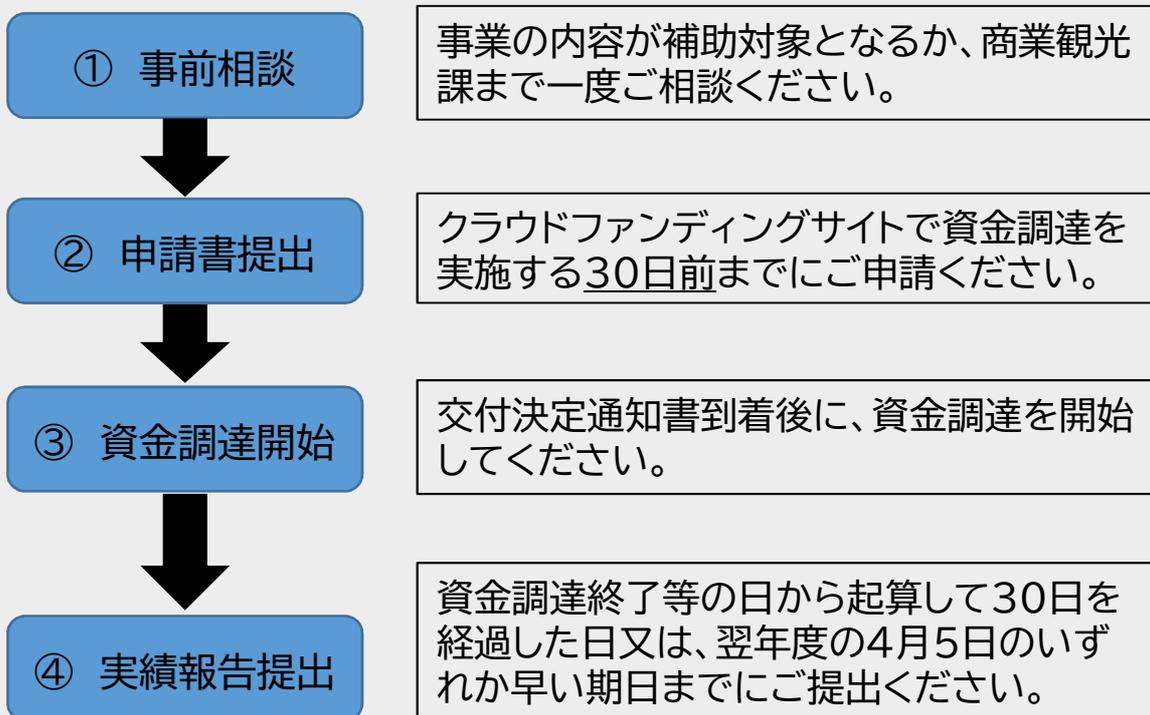
- (1)クラウドファンディング事業者に支払う手数料
- (2)クラウドファンディングの募集媒体となるものの制作委託費
- (3)補助事業の宣伝媒体となるものの制作委託費



○補助率(限度額)

50% (150,000円)

手続きの流れ



※次に該当する事業は補助の対象となりませんのでご注意ください。

- ・補助対象経費の合計額10万円に満たない事業
- ・本市で別に定める補助金の交付決定を受けている事業

【お問合せ】豊田市役所 商業観光課

電話:0565-34-6642 メール:shoukan@city.toyota.aichi.jp